

30-10 教育研究評議会議事概要

日時 平成31年2月20日(水) 13:30~15:35
場所 事務局棟2階会議室
出席者 駒田学長
山本, 鶴岡, 尾西, 加納, 尾藤, 富樫, 野崎, 橋本, 松田, 堀, 吉本,
伊藤(正), 安食, 樹神, 鶴原, 藤田, 片山, 緒方, 畑中, 伊藤(智),
梅川, 神原, 三宅, 綾野
欠席者 西村, 竹井
陪席者 服部監事, 山中監事, 小笠原(教育学部4年生)

◎ 前回議事概要の確認

学長から事前に照会した30-9教育研究評議会議事概要(案)について、資料のとおり記録に留めたい旨の報告があり、了承された。

I 審議事項

1. 経営協議会学外委員について

学長から、「資料：審-1」に基づき、経営協議会学外委員の任命についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

2. 国立大学法人三重大学学則の一部改正について

3. 三重大学大学院学則の一部改正について

4. 三重大学の講座等及び学科目に関する規程の一部改正について

審議事項2~4について、尾藤理事から、「資料：審-2, 審-3, 審-4」に基づき、工学部の改組、地域イノベーション学研究所の定員の変更並びに学校教育法及び専門職大学院設置基準の改正に伴う国立大学法人三重大学学則、三重大学大学院学則及び三重大学の講座等及び学科目に関する規程の一部改正についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

5. 鳥羽市立海の博物館指定管理団体・公益財団法人東海水産科学協会と三重大学の相互友好協定書について

加納理事から、「資料：審-5」に基づき、鳥羽市立海の博物館の管理体制の変更に伴う鳥羽市立海の博物館指定管理団体・公益財団法人東海水産科学協会と三重大学の相互友好協定の締結についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

◇主な意見

○協定の更新を3年から1年に変更した理由は何か。

→地域拠点サテライトとの関連があり、情勢の変化に対応しやすいように更新の期間を短縮した。ただし、基本的には、両者から申し出がない限り自動的に更新される。

6. 国立大学法人三重大学共同研究規程の改正について

7. 国立大学法人三重大学受託研究規程の改正について

審議事項6~7について、学術情報部長から、「資料：審-6, 審-7」に基づき、共同研究に係る一般管理費の見直し及び受託研究に係る受入れの条件の変更に伴う国立大学法人三重大学共同研究規程及び国立大学法人三重大学受託研究規程の一部改正についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

8. 三重大学リサーチセンターに関する規程，三重大学地域イノベーション推進機構卓越型研究施設規程の一部改正について

学術情報部長から、「資料：審－8」に基づき，若手リサーチセンターの設置に伴う三重大学リサーチセンターに関する規程，三重大学地域イノベーション推進機構卓越型研究施設規程の一部改正についての説明があり，審議の結果，原案どおり承認された。

9. 三重大学動物実験取扱規程及び三重大学動物実験委員会規程の一部改正について

学術情報部長から、「資料：審－9」に基づき，動物実験の審査の対象に魚類を追加することに伴う三重大学動物実験取扱規程及び三重大学動物実験委員会規程の一部改正についての説明があり，審議の結果，原案どおり承認された。

10. ICTコーディネーターに関する規程について

加納理事から、「資料：審－10」に基づき，本学のICT教育を推進するICTコーディネーターを新設するため，ICTコーディネーターに関する規程を制定する旨の説明があり，審議の結果，原案どおり承認された。

11. 三重大学公開講座実施委員会規程の一部改正について

富樫副学長から、「資料：審－11」に基づき，公開講座実施委員会の組織の変更に伴う三重大学公開講座実施委員会規程の一部改正についての説明があり，審議の結果，原案どおり承認された。

12. 人事労務に関する規程等の改正について

尾藤理事から、「資料：審－12」に基づき，平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を受け，その内容について検討を行い，職員への影響，財務状況等を勘案して人事労務に関する規程等の改正を行うほか本学の運用実態に応じた改正を行う旨の説明があり，審議の結果，原案どおり承認された。

13. 副学部長等の取扱いについて

尾藤理事から、「資料：審－13」に基づき，副学部長等を2名置く場合，並びに，特別な事情により副学部長等と評議員を兼任させる場合の取扱いの見直しについての説明があり，審議の結果，原案どおり承認された。また，今回要望のあった生物資源学研究科の副研究科長と評議員の兼任に関して，奥村教授（次期研究科長）及び神原評議員（副研究科長を兼任予定）から，教育研究評議会には評議員として学部の実益に囚われず全学的見地に立って臨む旨の発言があり，それぞれの立場を踏まえて職務に当たることを条件に承認された。

◇主な意見

○副学部長等と評議員の兼任については，今回は生物資源学研究科からの要望だが，今後同様の案件があれば，その都度教育研究評議会に諮るのか。

→そのとおりである。基本的に，評議員と副研究科長は立場が異なるので，これを前例として全て認めるのではない。

○仮に全ての部局で特別な事情が生じた場合，兼任を全て認めるという可能性もあるのか。

→特別な事情は，複数の要因が重なった場合に生じるものなので，容易には起こり得ないことだと考える。

14. 学位記授与式及び入学式の挙行方法について

企画総務部総務課長から、「資料：審－14」に基づき，学位記授与式及び入学式の挙行方法について，大学院の付添者は講堂大ホールの後方座席で観覧できることとする旨の説明があり，審議の結果，原案どおり承認された。

15. 工学部学生の懲戒処分について〔報告事項終了後、関係者のみにて審議〕

学長から、畑中工学部長より学生の懲戒処分に関する申し出を受けたことに伴い、「三重大学における学生の懲戒に関する指針」に基づき審議願いたい旨の発言があった。次いで、畑中工学部長から、「席上配付資料」に基づき経緯の説明があり、審議の結果、原案どおり「有期停学」とすることが承認された。

なお、本件に係る席上配付資料は、本会議終了後に回収した。

◇主な意見

○学生の不正行為が後を絶たない。どのような再発防止の方策を考えているか。

→次回の定期試験の開始する時期に、不正行為とそれに係る処分があったことを、個人が特定できない形で学部学生に掲示して注意喚起を行い、再発防止を図りたいと考えている。また、e-learningを用い、不正に関する留意事項を認識していることを試験前に確認する方策についても検討している。

○懲戒処分は、履歴書に賞罰として記載することなのか。また、大学が発行する書類等に、こういった不正行為を想起させるような記載はあるのか。

→懲戒処分の内容については、大学の記録として学籍簿に記載される。懲戒処分に関する情報については、非公開が原則であるため、成績証明書等に懲戒の有無や内容等は記載しない。ただし、GPAや成績証明の中で、ある学期だけ全ての単位が未修得という形にはなるので、理由を聞かれた際に学生が答えざるを得ない場面は生じるかもしれない。また、履歴書の賞罰欄については、あくまでも本人の受け止め方だと思うが、これまで本人が敢えて記載したという話は聞いたことがない。

○地域社会からの学生に対するクレームもたくさん来ており、本学は他大学に比べて懲戒処分の内容が弱いのではないかという議論も色々なところから出ている。学則では、本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をしたときに懲戒すると規定されているが、試験の不正行為を除くと、学部において嚴重注意等で終わっていることが多いのが現状である。あまり懲戒処分をしたくはないが、弱いと感じる部分もあるので、教育的な観点から、学生の懲戒をどこまでどのように対応したらよいか悩ましい。

○カンニングや不正行為がちょっとしたズルという感覚で、学生が安易に捉えているように感じる。不正をすればこれだけの重大なことが起こり得るということを試験前に説明しても、不正が起こる。中学や高校では先生に怒られるだけで済むのかもしれないが、大学ではないという認識が薄いと感じる。例えば、大学生になって間もない時期に、入学時やガイダンスなどで啓発するようなことも必要ではないかと思う。

○再発防止のための学部学生への文書については、部局の判断ではなく、教育研究評議会で審議した後に学長が認めるものについて掲示等ができるということか。

→規定上、懲戒処分に関する情報は原則として非公開であるが、学長が必要と認めたときは、この限りではないとなっている。このような事例なので、文書の内容や時期、掲示の場所などについて教育研究評議会で意見を伺い、最終的に学長の判断で行う。

16. その他

なし

II. 役員会報告

1. 第22～24回役員会について

企画総務部総務課長から、平成30年度第22～24回役員会について、「資料：役一1、参考資料1～3」に基づき、報告があった。

III. その他報告事項

1. 教職課程における再課程認定について

山本理事から、「資料：報－1」に基づき、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準の改正に伴う再課程認定申請の結果、平成31年度からの人文学部、教育学部及び生物資源学部の教職課程について再認定を受けた旨の報告があった。

2. COC+に係る報告

富樫副学長から、「資料：報－2」に基づき、平成30年度第9回地域創発部門会議における協議事項等についての報告があった。次いで、山本理事から、「資料：報－2」に基づき、平成30年度第1回自立化検討WG2における検討状況についての報告があった。

◇主な意見

○自立化検討WGは欠席者が多いようだが、検討の進捗に問題ないのか。

→多くの機関と調整して開催されている。今回は開催日の関係もあり、出欠に関しては特別の状況だったとお考えいただきたい。

3. 情報セキュリティスタンダードについて（資料：報－3）

加納理事から、「資料：報－3」に基づき、前回報告した情報セキュリティスタンダードの改定についての補足説明があった。

4. 平成31年度事務組織再編について

尾藤理事から、「資料：報－4」に基づき、平成31年4月からの「企画総務部・財務部」「企画総務部企画チーム法務室」「医学・病院管理部総務課・経営管理課」の事務組織再編についての説明があった。

5. 高等教育の負担軽減の具体的方策に係る学内事前調査について

山本理事から、「資料：報－5」に基づき、高等教育段階の教育費負担軽減新制度に係る要件の確認に向け、教育会議で提案した高等教育の負担軽減の具体的方策に係る学内事前調査についての説明があった。

6. その他

なし

以 上